

一般社団法人日本理科教育学会 2019年度第1回理事会議事録

1. **日時** 2019年7月20日(土) 午後1時00分～午後4時00分
2. **場所** 東京都中央区日本橋三丁目4番13号 東京八重洲ホール
3. **出席役員数** 理事総数25名 出席理事19名 監事総数2名 出席監事2名

4. 出席者

理事	稲垣成哲	磯崎哲夫	熊野善介	柚木朋也	田幡憲一
	藤田剛志	人見久城	松原道男	寺田光宏	白井靖敏
	村上忠幸	栢野彰秀	中城 満	世波敏嗣	松森靖夫
	久保田善彦	小野瀬倫也	平田昭雄	山口悦司	
監事	三崎 隆	和田一郎			

5. 報告事項

事務局報告, 常置委員会等報告, 各支部報告, 2019年度・第69回全国大会(静岡大会)準備状況, 2020年度・第70回全国大会(岡山大会)準備状況, 2021年度・第71回全国大会(群馬大会)の開催, 「理科教育学研究」編集委員会・特集号編集委員会内規・投稿票の改定

6. 審議事項

- 第1号議案 2018年度事業報告及び決算の件
- 第2号議案 2020年度事業計画及び収支予算の件
- 第3号議案 定款の変更の件
- 第4号議案 定款細則の改定の件
- 第5号議案 2019年度学会各賞候補者の件
- 第6号議案 学会各賞選考規程の改定の件
- 第7号議案 「理科教育学研究」編集委員会規程の改定の件
- 第8号議案 定時評議員会及び第2回理事会招集の件

7. 議事の経過の概要

定刻に至り, 定款34条に基づき稲垣成哲会長が議長となり, 挨拶の後, 本日の理事会は理事及び監事の出席数が, 定款第35条に規定する定足数を満たしているため, 本会が有効に成立していることを報告した。

第1号議案 2018年度事業報告及び決算の件

議長の指示により, 常置委員会等委員等の担当理事より, 審議資料2-1-1に基づき, 事業報告についての説明がなされた。事務局山口悦司理事より, 審議資料2-1-2に記載の2018年度(自2018年7月1日至2019年6月30日)決算書の詳細についての説明がなされた, また, 審議資料2-1-3に基づき, 和田一郎監事より監査報告がなされた。審議の後, 議長が本件の承認を求めたところ, 全員異議なく承認可決した。

第2号議案 2020年度事業計画及び収支予算の件

議長の指示により, 常置委員会等委員等の担当理事より, 審議資料2-2-1に基づき, 事業計画についての説明がなされた。また, 事務局山口悦司理事より, 審議資料2-2-2に記載の2020年度(自2020年7月1日至2021年6月30日)収支予算書の詳細についての説

明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

第3号議案 定款の変更の件

議長より、審議資料 2-3 に基づき、定時評議員会において定款第 16 条・第 40 条についての変更の提案をする旨の説明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

記

【変更前】下線部分変更

第5章 評議員会

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の入会退会基準並びに会費
- (3) 会員（評議員である者を除く。）の除名
- (4) 評議員の除名及び解任
- (5) 理事及び監事の選任または解任
- (6) 事業計画及び収支予算の承認
- (7) 事業報告及び決算の承認
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他理事会において評議員会に付議する事項

第8章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 本会の事業報告及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

【変更後】下線部分変更

第5章 評議員会

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の入会退会基準並びに会費
- (3) 会員（評議員である者を除く。）の除名
- (4) 評議員の除名及び解任
- (5) 理事及び監事の選任または解任
- <削除>
- (6) 事業報告及び決算の承認

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他理事会において評議員会に付議する事項

第 8 章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 本会の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入支出を行うことができる。

4 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第 4 号議案 定款細則の改定の件

議長より、審議資料 2-4 に基づき、定款細則の事務局運営細則第 5 条・第 7 条・第 8 条についての改定の提案がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

記

【改定前】下線部分変更

第 5 条 (会費) 会員種別ごとに年会費を設定する。会費は、次の年度の開始前に、納入するものとする。但し、一度納めた年会費は原則として返却しない。

第 7 条 (刊行物) 会員にはその年度に刊行した会誌及び論文誌を送付する。ただし、細則第 6 条による会員には上半期刊行の会誌及び論文誌は送付しない。また、年度の開始後に当該年度の会費を納入した会員には、在庫のない会誌及び論文誌は送付しないことがある。

第 8 条 会費を納入しない会員には会誌及び論文誌の送付を停止することがある。

附 則 平成 27 年 7 月 1 日制定

附 則 平成 30 年 3 月 24 日改定

【改定後】下線部分変更

第 5 条 (会費) 会員種別ごとに会費の年額を設定する。当該事業年度の会費は、当該事業年度の始まる前の 5 月末日までに納入するものとする。ただし、一度納めた会費は原則として返却しない。

第 7 条 (刊行物) 当該事業年度の会費を納入した会員には、当該事業年度に刊行する会誌及び論文誌を送付する。ただし、当該事業年度の始まる前の 6 月 1 日以降に当該年度の会費を納入した会員には、当該年度に刊行する会誌及び論文誌を送付しないことがある。また、細則第 6 条による会員には上半期刊行の会誌及び論文誌を送付しない。

第 8 条 細則第 5 条に定める会費を納入しない会員には、原則として会誌及び論文誌を送付しない。

附 則 2015 年 7 月 1 日制定

附 則 2018 年 3 月 24 日改定

附 則 2019 年 7 月 21 日改定

第 5 号議案 2019 年度学会各賞候補者の件

議長の指示により、日本理科教育学会賞・受賞候補者選考委員会、日本理科教育学会論文賞・受賞候補者選考委員会、日本理科教育学会研究奨励賞・受賞候補者選考委員の磯崎哲夫理事より、審議資料 2-5-1～2-5-3 に基づき、2019 年度日本理科教育学会賞候補者、2019 年度日本理科教育学会論文賞候補者、2019 年度日本理科教育学会研究奨励賞候補者の選考結果について説明がなされた。また、事務局山口悦司理事より、審議資料 2-5-4 に基づき日本理科教育学会功労賞候補者の推薦についての説明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

第 6 号議案 学会各賞選考規程の改定の件

議長の指示により、日本理科教育学会賞・受賞候補者選考委員会、日本理科教育学会論文賞・受賞候補者選考委員会、日本理科教育学会研究奨励賞・受賞候補者選考委員の磯崎哲夫理事より、審議資料 2-6 に基づき、日本理科教育学会賞選考規程第 2 条・第 5 条、日本理科教育学会論文賞選考規程第 2 条・第 3 条・第 5 条、日本理科教育学会研究奨励賞選考規程第 2 条・第 3 条・第 5 条についての改定の提案がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

記

【改定前】下線部分変更

日本理科教育学会賞選考規程

第 2 条 選考の対象は、本学会会員の「理科教育学研究」、「理科の教育」に掲載された論文及び理科教育に関する著作とする。対象となる論文又は著作は、原則として、賞の応募締切日から過去 7 年度（選定の行われる年度の 7 年度前の 7 月 1 日より 1 年度前の 6 月末日）に発表されたものとする。

第 5 条 候補の募集は、本学会の刊行物によって公示し、会員からの推薦（自薦を含む）を受ける。応募締切日は 4 月末日とする。

附 則 平成 27 年 7 月 31 日制定

附 則 平成 30 年 7 月 21 日改定

日本理科教育学会論文賞選考規程

第 2 条 選考の対象は、本学会会員の「理科教育学研究」に掲載された論文とする。対象となる論文は、原則として、賞の応募締切日から過去 3 年度（選定の行われる年度の 3 年度前の 7 月 1 日より 1 年度前の 6 月末日）に発表されたものとする。

第5条 候補の募集は、本学会の刊行物によって公示し、会員からの推薦（自薦を含む）を受ける。応募締切日は4月末日とする。

日本理科教育学会研究奨励賞選考規程

第2条 日本理科教育学会研究奨励賞の対象者は、大学及び大学以外（大学の附属幼・小・中・高校を含む、以下同じ）の理科教育関係者からそれぞれ原則として毎年1ないし2件ずつ選考するものとする。

第3条 受賞者は、その成果を本学会の「理科教育学研究」、「理科の教育」、「全国大会発表論文集」、「支部大会発表論文集」のいずれかに発表した正会員及び学生会員で、学会が推薦書を受理した年度内で、大学等の関係者は満40歳未満の者とする。大学以外の理科教育の関係者については、年齢制限を設けない。賞の応募締切日から過去2年度（選定の行われる年度の2年度前の7月1日より1年度前の6月末日）に発表されたものとする。

第5条 候補の募集は、本学会の刊行物によって公示し、会員からの推薦（自薦を含む）を受ける。応募締切日は4月末日とする。

附 則 平成27年7月31日制定

附 則 平成30年7月21日改定

【改定後】下線部分変更

日本理科教育学会賞選考規程

第2条 選考の対象は、本学会会員の「理科教育学研究」、「理科の教育」に掲載された論文及び理科教育に関する著作とする。対象となる論文又は著作は、原則として、推薦締切日より過去7年間に発行されたものとする。

第5条 受賞候補者の推薦募集は、本学会の刊行物によって公示し、会員からの推薦（他薦のみとする）を受ける。推薦締切日は4月末日とする。

附 則 2015年7月31日制定

附 則 2018年7月21日改定

附 則 2019年7月21日改定

日本理科教育学会論文賞選考規程

第2条 選考の対象は、本学会会員の「理科教育学研究」に掲載された論文とする。対象となる論文は、原則として、推薦締切日より過去3年間に発行されたものとする。

第5条 受賞候補者の推薦募集は、本学会の刊行物によって公示し、会員からの推薦（他薦のみとする）を受ける。推薦締切日は4月末日とする。

附 則 2018年7月21日制定

附 則 2019年7月21日改定

日本理科教育学会研究奨励賞選考規程

第2条 選考の対象は、本学会会員の「理科教育学研究」、「理科の教育」、「全国大会発表論文集」、「支部大会発表論文集」に掲載された論文とする。対象となる論文は、原則として、推薦締切日より過去2年間に発行されたものとする。

第3条 受賞者は、単著の場合はその著者、共著の場合はその代表者とする。受賞件数は、大学等及び大学等以外（大学の附属幼稚園・小学校・中学校・高等学校等を含む、以下同じ）の理科教育関係者からそれぞれ原則として毎年1ないし2件ずつ選考するものとする。なお、大学等の理科教育関係者については、推薦締切日において満40歳未満の者とする。大学等以外の理科教育関係者については、年齢制限を設けない。

第5条 受賞候補者の推薦募集は、本学会の刊行物によって公示し、会員からの推薦（他薦のみとする）を受ける。推薦締切日は4月末日とする。

附 則 2015年7月31日制定

附 則 2018年7月21日改定

附 則 2019年7月21日改定

第7号議案 「理科教育学研究」編集委員会規程の改定の件

議長の指示により、「理科教育学研究」編集委員会委員長の松森靖夫理事より、審議資料2-7に基づき、「理科教育学研究」編集委員会規程第7条についての改定の提案がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

記

【改定前】下線部分変更

「理科教育学研究」編集委員会規程
平成27年7月31日制定

（業務）

第7条 本委員会は、理科教育学研究の編集・刊行に係わり次の業務を行う。

（6）特集号に関する編集を担当する特集号編集委員会の設置に関すること。

附則 この規程は、平成27年7月31日より施行する。

【改定後】下線部分変更

「理科教育学研究」編集委員会規程
2015年7月31日制定
2019年7月20日改定

（業務）

第7条 本委員会は、理科教育学研究の編集・刊行に係わり次の業務を行う。

(6) 特集に関する編集を担当する特集号編集委員会の設置に関すること。

附則 この規程は、2015年7月31日より施行する。

附則 この改定は、2019年7月20日より施行する。

第8号議案 定時評議員会及び第2回理事会招集の件

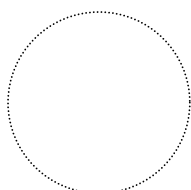
議長の指示により、事務局山口悦司理事より、定時評議員会及び第2回理事会の開催日時、場所および議題について説明がなされた。審議の結果、定時評議員会は、2019年9月21日15時00分より静岡大学・静岡キャンパス・共通教育A棟201室にて開催すること、審議事項は第1号議案 定款の変更の件、第2号議案 2018年度事業報告及び決算の件、第3号議案 学会表彰者の件、第4号議案 賛助会員の入会の件、第5号議案 理事及び監事の選任の件とすることが承認された。第2回理事会は2019年9月21日16時半より静岡大学・静岡キャンパス・共通教育A棟201室にて開催すること、審議事項は第1号議案 会長及び副会長の選定の件、第2号議案 常置委員会等委員長及び委員の選定の件、第3号議案 第3回理事会招集の件とすることが承認された。

以上をもって議事が終了したので、議長は閉会を宣し、午後4時00分散会した。

上記議事の経過及びその結果を明確にするため本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が次に記名押印する。

一般社団法人日本理科教育学会

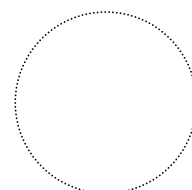
2019年7月20日



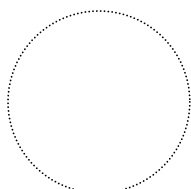
【代表印】

議長・会長

稲垣成哲



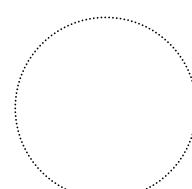
【代表印】



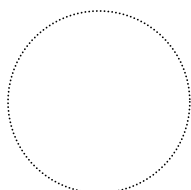
【認印】

出席監事

三崎隆



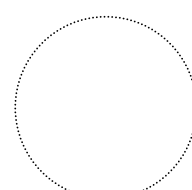
【認印】



【認印】

出席監事

和田一郎



【認印】